

規格・基準などの事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(TBT協定) 第2条9.1に基づくものです。〕

食品表示基準の改正について

下記のとおり、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）を改正する予定ですので、お知らせします。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

1 件名

食品表示基準の改正

2 対象品目

機能性表示食品

3 趣旨及び目的

機能性表示食品の機能性関与成分以外の成分を強調する用語の表示のうち、成分を添加していないこと、成分を含まないこと等の表示については、その他の一般的な食品と同様に容器包装上に表示することができるように見直しを行う。

一方で、届け出た機能性関与成分以外の成分を含むことを強調する用語の表示については、食品表示基準別表第9に規定する栄養成分を除いて、引き続き表示禁止事項のままとする。

4 適用予定日

官報に公示する。

5 意見提出先

消費者庁食品表示課

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

中央合同庁舎第4号館

TEL (03) 3507-9222

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間